

世田谷区公契約のあり方に関するシンポジウム 次第

平成24年11月30日（金）

18時30分～

主催：世田谷区・公契約推進世田谷懇談会

場所：世田谷区民会館集会室

1. 開会
2. 主催者挨拶
世田谷区長 保坂 展人
公契約推進世田谷懇談会 代表 高橋 健一
3. 世田谷区公契約のあり方検討委員会から検討状況の報告
会長 塚本 一郎
4. 他先進自治体からの報告
野田市役所総務部管財課長 佐久間 進
5. 参加団体の意見発表等
6. 閉会

平成24年11月30日

世田谷区公契約のあり方に関するシンポジウム

世田谷区公契約のあり方検討委員会

資料

世田谷区

世田谷区公契約のあり方検討委員会 委員名簿

(任期：平成23年9月1日 ～ 平成25年8月31日)

	名 称	氏 名	現職 等
1	会 長	塚本 一郎	明治大学経営学部教授
2	職務代理	永山 利和	元日本大学商学部教授
3	委 員	大井 暁	弁護士
4	委 員	宮崎 健二	世田谷区政策経営部長
5	委 員	西澤 和夫	世田谷区財務部長
6	委 員	渡辺 正男 (24.4.1～)	世田谷区施設営繕担当部長
7	委 員	青山 雅夫 (24.4.1～)	世田谷区土木事業担当部長
8	委 員	佐藤 健二	世田谷区教育次長

世田谷区公契約のあり方検討委員会の開催状況

- ◆第1回検討委員会：平成23年9月27日開催
 - 会長の選任、職務代理の指名
 - 今後の進め方について
 - 世田谷区の入札契約制度の概要
 - 検討委員会の運営について

- ◆第2回検討委員会：平成23年12月2日開催
 - 世田谷区の入札契約制度の運用状況等
 - 公契約をめぐる動き、他自治体の状況等
 - 公契約、入札制度をめぐる課題・論点等

- ◆第3回検討委員会：平成24年1月27日開催
 - 検討委員会における検討範囲について
 - 世田谷区における入札・契約制度の見直し等
 - 実態把握調査・ヒアリングの実施方法等

- ◆第4回検討委員会：平成24年5月28日開催
 - 実態調査アンケートについて
 - 他自治体における公契約条例等の状況

- ◆公契約のあり方についてのアンケート：平成24年6月実施
 - 建設事業者、委託事業者、労働者を対象
 - 調査票回収総数：726票
(回収率：建設事業者82.5%、委託事業者75.4%)

- ◆公契約に関するヒアリング（事業者・労働者）：平成24年8月31日実施
 - 区内事業者（土建関係、設備関係、造園関係、委託関係）及び労働者を対象

- ◆公契約に関するヒアリング（発注者）：平成24年10月30日実施
 - 区担当者（契約担当、営繕担当、土木担当）を対象

- ◆第5回検討委員会：平成24年10月30日開催
 - 世田谷区における入札制度改革について
 - 公契約条例について

世田谷区のこれまでの入札制度改革の取り組み

- ◇「入札制度改革の提言（答申）（19.3.30世田谷区入札制度改革検討委員会）」
- ◇一般競争入札制度の拡充（H21.4～）や入札監視委員会の設置（H19.12～）など、入札制度における競争性・透明性等の向上の取り組みを推進

その後の社会経済環境等の急激な変化

- ◇リーマンショック（H20.9）以降の世界的な経済金融情勢の低迷
- ◇大幅な税収減による国・自治体予算の減少
- ◇社会保障費の増大と公共事業費の縮減
- ◇東日本大震災の影響

現状における問題点・課題等

- ◇入札競争の激化、不適切な価格での受注の恐れ
- ◇履行品質の低下や労働環境の悪化の恐れ
- ◇厳しい経済環境と区内産業への影響

事業者や労働者からの意見・要望等（アンケート・ヒアリング）

- ◇最低制限価格の引き上げ・対象拡大
- ◇区内本店への優先発注
- ◇災害時協力協定等の地域貢献度の評価
- ◇公共事業従事者の労働環境の改善
- ◇工事における状況変化への適切な対応（契約変更） 等

検討委員会 論点

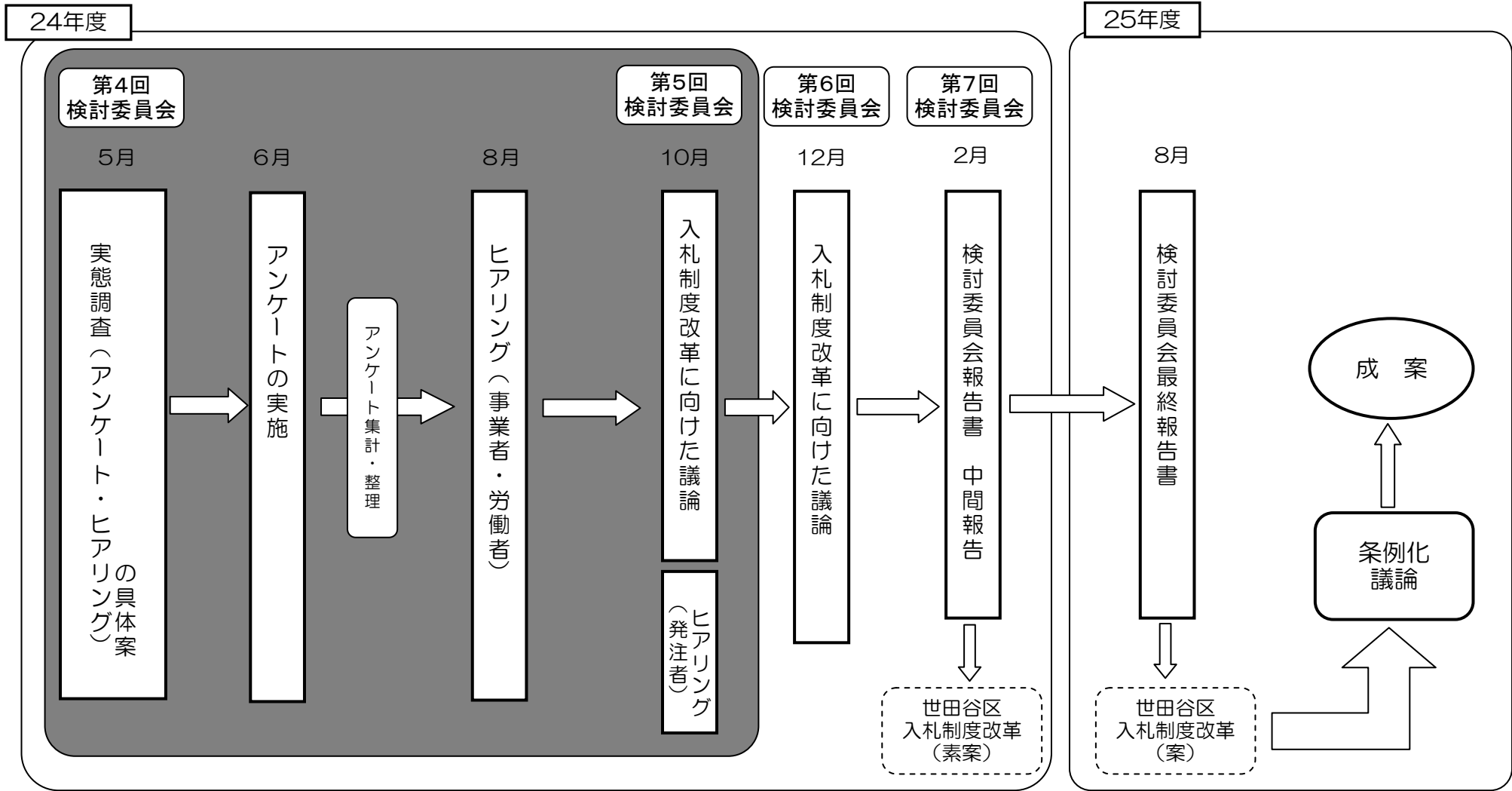
1. 入札の方式等

2. 履行の質の確保策

3. 公契約の相手方
における
コンプライアンス

4. 区内産業の活性化
と公契約のあり方

世田谷区公契約のあり方検討委員会 調査・検討の流れ



他自治体における公契約条例・公共調達条例の制定状況

自治体名	条例名	条例施行日
野田市	野田市公契約条例	平成22年2月1日施行
川崎市	川崎市契約条例 ※改正	平成23年4月1日施行(改正部分)
多摩市	多摩市公契約条例	平成24年4月1日施行
相模原市	相模原市公契約条例	平成24年4月1日施行
国分寺市	国分寺市公共調達条例	平成24年12月1日施行予定
渋谷区	渋谷区公契約条例	平成25年1月1日施行予定

野田市公契約条例制定（改正）の特徴

1 制定（平成 21 年 9 月 30 日野田市条例第 25 号）

・前文に国が公契約法等の法整備をすべきことを明記

『公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、ひとつの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠である。』

・シンプルかつ実効性の確保できる実務的な条例

（例）

- ・条例の適用となる業務を、専任職員 1 人で対応できる範囲に限定
- ・工事の最低基準を 2 省単価の 80%、業務委託の最低基準を、市用務員（18 歳）初任給とする。

2 改正（平成 22 年 9 月 30 日野田市条例第 24 号）

・業務委託に職種別最低基準を設定

・継続雇用の確保

『市長は、適用労働者の雇用の安定並びに公契約に係る業務の質及び継続性の確保を図るため、野田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例(平成 17 年野田市条例第 32 号)第 2 条に規定する契約を締結する等の必要な措置を講ずるものとする。』

『受注者等は、適用労働者の雇用の安定並びに公契約に係る業務の質及び継続性の確保を図るため、公契約の締結前に当該公契約に係る業務に従事していた適用労働者を雇用し、及び前項の措置に係る適用労働者を継続して雇用するよう努めなければならない。』

・下請負者への適正な請負額の確保

『受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件及び当該業務の質の確保が下請負者の安定した経営に基づいて成り立つことを十分に考慮して、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)又は下請代金支払遅延等防止法(昭和 31 年法律第 120 号)を遵守し、下請負者との契約を締結するに当たっては、各々の対等な立場における合意に基づいた公正な契約としなければならない。』

『市長は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件及び当該業務の質の確保が下請負者の安定した経営に基づいて成り立つことを十分に考慮して、低入札価格調査制度の拡充等の必要な措置を講ずるものとする。』

3 改正（平成 23 年 9 月 30 日野田市条例第 25 号）

・条例の適用となる工事の範囲を予定価格 1 億円以上から 5 千万円以上に引下げ

4 改正（平成 24 年 10 月 3 日野田市条例第 26 号）

・工事の最低基準を 2 省単価の 85% に引上げ

・指定管理者に条例を直接適用

野総管第 102 号
平成 21 年 10 月 1 日

各 市（区）長 様

野田市長 根 本 崇

野田市公契約条例の送付について

秋冷の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、野田市では、公契約に係る業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るため、公契約に係る業務に従事する労働者に支払うべき賃金の最低基準を受注者等に義務付ける野田市公契約条例（平成 21 年 9 月 30 日公布）を制定いたしました。

ところで、この問題は一自治体に解決できるものではなく、国が法整備を行なうことによつてのみ解決できるものであり、野田市では、全国市長会を通じて国に法制定を要望してまいりましたが、残念ながら何の対応もなされていません。

この状況を踏まえ、今回、野田市が先鞭をつける意味で本条例を制定することとしたものでございます。

野田市では、まず地方が動くことにより国を動かすことができればと考えておりますので、本趣旨にご賛同いただき、貴職におかれましても同様の取組をしていただければ誠に幸甚に存じます。

つきましては、関係書類を送付させていただきますので、よろしくご検討をお願い申し上げます。

平成23年度 野田市公契約条例 適用状況

■業務委託

職種	賃金等の最低額(円)		対象件数			確認人数			効果確認人数	アップ額(円)		
	H22	H23	H22	H23	増減	H22	H23	増減		最高	最低	平均
運転管理	829	1480	9	7	▲ 2	123	66	▲ 57	15	463	88	205
舞台運転 H22は運転管理	829	1000	/	1	/	/	6	/	3	367	69	195
保守点検	829	1480	3	3	0	40	48	8	7	650	162	411
清掃	829	829	4	3	▲ 1	58	60	2	0	0	0	0
電話受付	/	1000	/	1	1	/	7	7	2	100	100	100
警備駐車場	/	950	/	1	1	/	5	5	5	148	50	96
保健センター 等清掃	/	829	/	1	1	/	6	6	4	80	80	80
合計	/	/	16	17	1	221	198	▲ 23	36	/	/	155

■工事

	H22	H23	増減
対象工事数	8	12	4
確認職種数	11	31	20
確認人数	208	587	379

労働者に支払われている賃金の内訳 (2省単価の割合)				
	90%以上	85%以上	80%以上	合計
H22	73% 152人	15% 32人	12% 24人	208人
H23	68% 398人	19% 110人	13% 79人	587人

■指定管理者

	H22	H23	増減
対象施設数	3	5	2
確認人数	56	161	105

■全体確認人数

	H22	H23	増減
業務委託	221	198	▲ 23
工事	208	587	379
指定管理者	56	161	105
合計	485	946	461

「世田谷区公契約のあり方に関するシンポジウム」資料

公契約推進世田谷懇談会 活動年表

公契約推進世田谷懇談会

公契約推進世田谷懇談会の活動

2007年6月に公共事業・サービスに関連する建設・福祉・自治体職員と地域労働組合・市民団体・研究所などの11団体で設立しました。懇談会では単に労働者の処遇改善だけでなく良質な公共事業・サービスを目指し、サービス提供を受ける（施設を利用する）区民の立場からの意見を取り入れながら、公契約（公共事業）のあり方について討議と研究を行っています。

1、構成団体・個人

【建設関連】 東京土建一般労働組合世田谷支部・首都圏建設産業ユニオン世田谷支部

【公務関連】 世田谷区職員労働組合・東京公務公共一般労働組合世田谷支部

【福祉関連】 玉川福祉労働組合・東京介護福祉労働組合世田谷・狛江支部・社会福祉法人自立の家

【印刷関連】 全国印刷出版産業労働組合総連合会

【区内労働組合】 世田谷地区労働組合協議会・世田谷区労働組合総連合

【研究機関】 世田谷自治問題研究所

2、公契約懇談会のこれまでの活動

2006年12月	準備会の発足	第1回公契約シンポジウムの成功をむけて8団体が結集して準備会を発足する。
2007年2月	第1回シンポジウム 「世田谷公契約を考えるシンポジウム」 会場：梅ヶ丘パークホール 参加：19団体 115名 区議会5会派 6名	<p>【問題提起】 ワーキングプアが400万世帯を超えた。公共事業における適正な下請契約と労働者の処遇改善が求められている。公共構造物・公共サービスの質の低下が懸念。公共事業・サービスの実態を明らかに。産業政策・労働政策の両面から考える。</p> <p>【パネリスト・発言者】 ・永山教授(日大商学部) ・東京土建 ・自立の家 ・玉川福祉労組 ・世田谷区経理課 ・世田谷建設協会 ・介護福祉労組 ・公務公共一般労組</p> <p>【行動提起】 ・公契約の従事者の実態調査、公契約条例の研究・検討 ・行政・議会への働きかけ、学習会の開催 ・公契約推進世田谷懇談会の設立</p>

2007年6月	公契約推進世田谷懇談会 設立	建設・福祉・自治体職員・地域労働組合・市民団体・研究所などの11団体と研究者で設立
2007年9月	第1回ワークショップ 「世田谷公契約ワークショップ」 会場:梅ヶ丘パークホール 参加:13団体 64名 区議会5会派 7名	[ワークグループ] ・建設 ・介護/福祉 ・保育/子ども/区関係 [意見] ・建築・賃金の低下。外国人労働者の参入。発注工事の減少。受注価格の低下。材料費高騰 積算能力の低下。 ⇒区内産業育成。区内優先発注の確立。労働条件の確保。適正賃金の確保。 ・介護/福祉・労働条件が劣悪。制度改悪。ヘルパー・介護福祉士の不足。利用者がサービスを受けられない。 ⇒介護福祉の報酬単価の見直し。制度の改善。自治体による保険料・利用料の減免措置 ・保育/子ども/区関係・認可保育園の予算不足。保育施設の老朽化。建て替えが遅れている学校。民営化による弊害。非常勤職員と正規職員の格差。子育て環境の悪化。 ⇒公共サービスのあり方を見直す。受益者負担の蔓延。区立保育園の増強。最低賃金の引き上げ。
2008年10月 ～1月	第1回 実態調査 公共事業・サービスの実態調査	[調査対象] ・公共工事 ・介護福祉 ・自治体非正規職員
2009年2月 ～4月	区議会会派との懇談 [参加議員] ・自民党…11名 ・公明党…9名 ・民主党…7名 ・共産党…5名 ・生ネット…4名 ・社民党…2名 合計 6会派 38名	[浮き彫りとなった問題点] ・建設・従事労働者の区内居住率の低さ。産業振興策の位置づけが不十分。区外業者(元請・下請)により資金が区外へ流失。議会でなければよいという考え方がある ・介護/福祉・高い離職率。生活を維持できない賃金。有資格者の報酬。資格取得の際の本人・事業所への助成制度 ・非正規公務員…区には75職種2千人の非正規職員。高卒初任給と同基準の賃金。5年以上の昇給なし。生活を維持できない賃金。メンタルの問題が多発
2009年7月	第2回シンポジウム 「よりよい公共サービス・ 公共事業を考えるつどい」 会場:世田谷区民会館集会室 参加:21団体 120名 区議会5会派 8名	[問題提起] 永山教授(日大商学部) 公契約条例を実現する時代に入った。公契約運動が建設分野から福祉・教育・調達関連全般に広がった。条例制定までの中間領域の改善が課題。公共調達は行政姿勢を映す鏡である。地域経済社会の疲弊から脱却するためには。 [パネリスト] ・永山教授 ・東京土建 ・介護福祉労組 ・公務公共一般

		<p>[発言者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉野教授(首都大学東京) ・世田谷区総務課 ・建設団体防火協議会 ・自立の家 <p>[議員発言]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自民・行き過ぎた競争原理の追求を見直すことが社会全体の流れ。公共事業・サービスを裏で支えている人たちのことを見落としがちであることを感じた。より良い公契約のあり方を作る準備をしていく。 ・公明・大変大きなテーマである。議会・区議会として具体的な成果として改善の取り組みがされるようにしていく。 ・民主・「同一労働同一賃金」「非正規から正規へ」自治体が民間に対して模範を示さなければならない。公契約について区議会の超党派で取り組んでいく。 ・共産・行き過ぎた競争・新自由主義の見直しが社会の流れ。自治体から官製ワーキングプアをなくし、人間の使い捨てをやめさせる必要がある。公契約条例を実現する。 ・社民・民間委託・民営化が進んだことによる弊害が出てきている。公共事業・サービスで働く人たちの処遇改善が問われており、ルール作りが必要だと考えられる <p>[行動提起]</p> <p>区民向けシンポジウムの開催。先行自治体を研究。課題の整理と法的根拠の確立。審議会や意見徴収の場を設置。世田谷にふさわしい条例の研究。</p>
2010年4月 ～5月	第2回 実態調査 公共工事	<p>[調査対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事
2010年4月 ～5月	区議会会派との懇談 [要請] ・超党派による議員連絡会 ・庁舎内に検討委員会設置	<p>[会派意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自民・現状の公契約には問題意識は持っているが、条例化は難しいのではないかと ・公明・公契約の改善のためには条例にこだわる必要がある。議員連絡会および庁舎内の検討委員会設置も賛同 ・共産・議員連絡会に賛同。全国的に公契約条例を前進させる時期に来ている ・社民・生ネ・議員連絡会に賛同。公契約について勉強していきたい ・民主・検討委員会の設置に向けて議会で発言していく。議会全体の状況を把握することが必要
2010年10月 ～11月	区議会会派との懇談 請願書への賛同署名	<p>全会派から「公契約条例に係る検討委員会設置を求める請願」の賛同を得ることができ、全ての会派から紹介議員を得る。</p>

2010年11月	<p>請願書提出 「公契約条例に係る検討委員会 設置を求める請願」</p>	<p>[紹介議員] 6会派および一人会派 24名</p> <p>[賛同署名] 5, 135筆</p>
2010年12月	<p>区議会 企画総務委員会 請願書の委員会審議</p>	<p>[委員意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共産…公共サービスの質の向上と労働者の処遇改善のために公契約条例を推進する ・自民…条例は一つの形であり、入札のあり方・入札制度全般を含めて検討していく必要がある ・公明…条例化には課題はあるが、政策企画や産業界への影響を検討し、住民福祉・地域経済活性化という観点からも検討する必要がある ・生ネ…正式な検討委員会を設置して、世田谷全体として検討していかなければならない ・み行…請願の趣旨に賛同する ・世田谷…現場で働く人に賃金がきちんとまわるように世田谷にあった条例を制定してほしい <p>[結果] 全員が賛成・採択</p>
2011年1月	<p>第3回 シンポジウム 「公契約条例の実現をめざす 世田谷のつどい」 会場：世田谷区民会館集会室 参加：12団体 107名 区議会6会派 10名</p>	<p>[報告] ・川崎市の条例制定の報告(建設ユニオン)</p> <p>[発言者] ・世田谷区経理課 ・永山教授(日大商学部) ・玉野教授(首都大学東京)</p> <p>[各分野から訴え] ・東京土建 ・介護福祉労組 ・公務公共一般 ・電設工業会</p> <p>[議員発言] ・社民…検討委員会が設置された際に現場で働く人の意見を把握し、意見が反映されるかが重要と考える。 ・自民…区内産業こしめる公共事業の占める割合は高い。事業者が適正な利益が得られ、適正な賃金が払える、実効性のある仕組みを作っていきたい。 ・共産…公契約とは様々な分野に係わる問題だと認識している。検討委員会において働く人の意見が反映される中身にしていきたい。 ・公明…区が発注する公共工事で区内従事者の就労率が低いという実態が明らかになっている。区内経済活性化のため</p>

		<p>にもより良い条例を作っていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民主…行き過ぎた新自由主義に歯止めをかける時期に来ている。先進自治体に習い、よりよい条例制定をめざしていきたい。 ・生ネ…ワークライフバランスを入札制に取り入れるためにも公契約条例は必要。働く人の意見が反映され世田谷にふさわしい条例制定をめざします。
2011年3月	平成23年第1回区議会定例会 請願の採択 「公契約条例に係る検討委員会 設置を求める請願」	<p>【結果】 全会一致で採択</p>
2011年4月 ～6月	第3回 実態調査 公共工事	<p>【調査対象】 ・公共工事</p>
2011年7月	区議会 企画総務委員会 「公契約のあり方検討委員会」 の設置が報告	<p>【趣旨】 長引く景気低迷を背景に、低価格による入札等の増加による公共サービスの品質低下、労働者や下請けに対するしわ寄せが危惧される中で、これを未然に防止するための「公契約条例」を制定する動きがあり、野田市、川崎市が概ね同様の趣旨の条例を制定した。 世田谷区では「公契約条例に係る検討委員会設置を求める請願」が採択されたところであり、これらの状況を踏まえ、今後の公契約のあり方について広く検討を行うため、庁内に検討委員会を設置する。</p>
【2011年9月】	【第1回公契約のあり方検討委員会】	
【2011年12月】	【第2回公契約のあり方検討委員会】	
2012年1月	第4回 シンポジウム 「公契約条例の制定をめざす 世田谷のつどい」 会場：世田谷区民会館集会室 参加者：114名 区議会4会派 13名 都議会1会派 1名	<p>【報告】 ・他自治体の取り組みと懇談会の活動報告(東京土建)</p> <p>【各分野から訴え】 ・建設ユニオン ・介護福祉労組 ・公務公共一般 ・全印総連</p> <p>【会場より発言】 ・世田谷建設協会 …「入札制度」と「公契約」を並行して検討するのであれば賛成。最低賃金を定め、若い人が建設分野に入ってくるように対策を進めなくてはならない。 ・介護福祉分野 …入居者の重度化、長時間労働により神経や肉体をすり減らし働いている。公契約で労働条件を向上させ、他の分野に波及させていくことが重要</p> <p>【職員発言】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・公明・公契約を成立させ一刻も早く皆様へ安心を届けたい。 ・共産・現場の声を検討委員会にしっかり届け、世田谷らしい条例を制定させていきたい。 ・生ネ・社民・同条件で働いている方で賃金格差があつてはならない。条例制定にむけ各党派と共同し取り組む。 <p>【検討委員会事務局より一言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況報告とヒアリングの際の協力要請
【2012年1月】	【第3回公契約のあり方検討委員会】	<p>【調査対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事
【2012年5月】	【第4回公契約のあり方検討委員会】	
【2012年7月】	【実態調査アンケート調査】	
【2012年8月】	【ヒアリング調査】	
【2012年10月】	【第5回公契約のあり方検討委員会】	
【2012年11月】	<p>第5回 シンポジウム 「世田谷区公契約のあり方 に関するシンポジウム」</p>	

	野田市	川崎市	相模原市	多摩市	渋谷区	国分寺市
目的	業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会を実現する。	市の事務又は事業の質を向上させるとともに、地域経済の健全な発展を図り、もって市民の福祉の増進に寄与する。	市及び公契約の相手方となるものの資務を明らかにすることにより、安全且つ良質な事務及び事業の確保を図り、もって市民が安心して心豊かに暮らせる市民生活の実現に寄与する。	当該業務に従事するものの適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与する。	この条例は、渋谷区(以下「区」という。)が締結する公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件を確保することにより、公契約に係る事業の質の向上を図り、もって区民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、国分寺市(以下「市」という。)が広範な事務事業を実施するに当たって、契約自由の原則の下で外部から多種多様なもの及びサービスを調達していることに鑑み、その調達の基本的なあり方を明確にすることにより、実施主体である市と調達の担い手である事業者がともに社会的責任を自覚し、もって市政及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。
公契約の範囲	一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結される契約で次に掲げるもの。 (1)工事：予定価格5千万円以上(2012年度から)。 (2)業務委託：予定価格1千万円以上 施設設備の運転管理、保守点検、清掃、電話交換・受付案内、施設警備、駐車場整理業務。 (3)市長が適正な賃金等の水準を確保するために特に必要があるもの。	市長又は公営企業管理者が締結する特定工事請負契約又は特定業務委託契約。 (1)工事：予定価格6億円以上。 (2)業務委託：予定価格1千万円以上 警備、清掃、施設維持管理、データ入力業務。 (3)市長が出資する法人であって市長が指定するもの及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律により選定事業を実施する者として選定した者はこの条例に則り、指定出資法人又は選定事業者が行なう契約に関して市に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。	(1)工事：予定価格3億円以上。 (2)業務委託：予定価格1千万円以上 警備、清掃、設備運転監視、案内業務。 (3)公の施設の管理：予定価格1千万円以上。 (4)市長が出資その他財政上の援助を行なう法人であって規則で定めるものは、この条例の趣旨を理解し、出資法人等が当事者となる契約について、市長が当事者となる契約に準じた取扱いをするよう努める。	(1)工事：予定価格5千万円以上。 (2)業務委託：1千万円以上 施設・公園の管理、施設・下水道管渠等清掃、街路樹等維持管理、可燃物等収集運搬、公園樹木剪定、子育て支援、高齢者支援、障害者支援業務。 (3)指定管理協定のうち、市長又は多摩市教育委員会が必要と認めたもの。 (4)適正な賃金等の水準を確保するため市長が特に必要と認めたもの。	(1)工事：予定価格1億円以上。 適正な賃金等の水準を確保するため、区長が特に必要と認める工事。	(1)工事：予定価格9千万円以上。 (2)工事等の請負以外：1千万円以上。 (3)指定管理者：指定管理費1千万円以上の指定管理者により行われる公の施設の管理に係る指定のうち、規則で定めるもの。
労働者の範囲	(1)受注者又は下請負者に雇用される者。 (2)受注者又は下請負者に派遣される者。 (3)請負労働者(但し、手間のみを提供する者)。	(1)工事の請負契約で当該作業に従事する雇用労働者。 (2)工事の請負契約で当該作業に請負契約で従事する者。 (3)委託に関する契約で当該作業に従事する者。 (4)指定管理者の下で公の施設管理の当該作業に従事する者。	(1)工事の請負契約で当該作業に従事する雇用労働者。 (2)工事の請負契約で当該作業に請負契約で従事する者。 (3)委託に関する契約で当該作業に従事する者。 (4)指定管理者の契約に係る作業に従事する者。	(1)受注者又は下請負者に雇用される者(日雇労働者、アルバイト、パート含む)。 (2)労働者派遣法により派遣される者。 (3)受注者又は下請負者との請負契約により従事する者。	(1)受注者又は下請負者に雇用される者。 (2)工事の請負契約で当該作業に請負契約で従事する者。	(1)受注者に雇用される者。 (2)下請負者等に雇用される者。 (3)受注者又は下請負者等に派遣され、専ら公共調達に係る業務に従事する者。 (4)自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者等との契約により公共調達に係る業務に従事する者(個人事業主)。
労働者の賃金	公共工事設計労務単価、野田市一般職の職員、建築保全業務労務単価、公的機関が定める基準、並びに市が既に締結した契約に係る労働者の賃金等を勘案して、市長が決める。 (1)工事：公共工事設計労務単価の8割以上。 (2)業務委託：野田市一般職員給与、建設保全業務労務単価等、野田市がすでに締結した業務委託契約に係る労働者の賃金等(時給829円～1,480円)。	川崎市作業審議会の意見を聴き市長が定める。 (1)工事：公共工事設計労務単価において職種ごとの単価(2011年度9割以上)。 (2)業務委託：生活保護法の規定により川崎市に適用される額(2012年度から時給899円以上)。	相模原市労働報酬審議会の意見を聴き市長が定める。 (1)工事：公共工事設計労務単価において職種ごとの単価(2012年度9割以上)。 (2)業務委託：生活保護法の規定により相模原市に適用される額(2012年度885円)。	多摩市公契約審議会の意見を聴き市長が定める。 (1)工事：熟練労働者は公共工事設計労務単価の9割以上、それ以外の者(未熟練者等)は委託・指定管理者の労働者と同額。 (2)業務委託：生活保護法により多摩市に適用される額(2012年度時給903円以上)。	市長が、公共工事設計労務単価及び生活保護法を勘案し、渋谷区労働報酬審議会の意見を聴き、決定。	市は、下記を勘案して最低額を定める。 (1)工事：公共工事設計労務単価。 (2)工事以外、指定管理者：業務の種別及び内容に応じて、当該業務の標準的な賃金と認められる規則で定める額。 国分寺市公共調達委員会は、最低額を審議し、その結果を市長に答申するほか、建議することができる。
継続雇用の安定と	(1)市長は長期継続契約に関する条例に規定する契約を締結するなど必要な措置を講ずる。 (2)公契約の締結前に当該公契約に係る業務に従事していた適用労働者を雇用し及び継続して雇用するよう努める。			受注者は、継続性のある業務に関する公契約等を締結する場合は、当該公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するよう努める。		
受注者の責任	(1)適用労働者に対する賃金等が最低額を下回った時は、その差額分の賃金等を当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。 (2)建設業法又は下請代金支払遅延防止法を遵守し、下請負者との契約は対等な立場における合意に基づいた公正な契約とすること。	(1)対象労働者に支払われるべき作業報酬が支払われていない場合は作業報酬下限額時間数を乗じた額を支払う。 (2)支払われた額が基準額を下回る場合は当該差額を支払う。 (3)対象労働者がこれらの申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。	(1)対象労働者に支払われるべき作業報酬が支払われていない場合は作業報酬下限額時間数を乗じた額を支払う。 (2)支払われた額が基準額を下回る場合は当該差額を支払う。 (3)対象労働者がこれらの申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。	(1)労働者等に対して支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回った時は、受注者はその差額分を当該受注関係者と連帯して支払う。 (2)受注者等が債務を履行していない時は、労働者等は市長等又は受注者若しくは受注関係者に申し出ることができる。 (3)受注者及び受注関係者は、申し出をしたことを理由に、その労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。	(1)受注者は、下請負者が労働者等に対して支払った賃金等が労働報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、下請負者と連帯して当該労働者等に対し支払う義務を負う。 (2)労働者等は、対象工事請負契約に係り、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は受注者等にその事実を申し出ることができる。 (3)受注者等は、労働者等から前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。	(1)受注者及び下請負者等は、公共調達に係る業務に従事する労働者に対し、規定により算出した額以上の賃金を支払わなければならない。 (2)受注者は、下請負者等がその雇用する労働者に最低額を下回った賃金を支払った場合は、その支払った賃金と最低額との差額に相当する額を当該下請負者等と連帯して支払わなければならない。 (3)申出をした労働者を使用する受注者又は下請負者等は、当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

	野田市	川崎市	相模原市	多摩市	渋谷区	国分寺市
労働者への周知	受注者は次に掲げる事項を公契約に係る業務が実施される作業場の見やすい場所に掲示し、又は書面で交付する。①適用労働者の範囲。②賃金等の最低額。③労働者等が申し出する場合の連絡先。	(1)受注者は対象労働者の氏名、従事する職種、従事した時間、作業報酬の額及び支払われるべき日その他規則で定める事項を記載した台帳を、当該対象労働者の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置くこと。 (2)受注者は台帳の写しを市長等が指定する期日までに市長等に提出すること。 (3)受注者は次に掲げる事項を事業場の見やすい場所に掲示、又は書面を対象労働者に交付する。①対象労働者の範囲。②作業報酬下限額。③申出をする場合の申出先。④対象労働者が申出をしたことにより、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを要しないこととされていること。	(1)受注者は、対象労働者の氏名、職種、労働時間その他規則で定める事項を記載した台帳を作成する。 (2)受注者は、台帳の写しを市長が指定する期日までに市長に提出する。 (3)受注者は次に掲げる事項を作業場の見やすい場所に掲示し、又は書面で交付する。 ①対象労働者の範囲。②労働報酬下限額。③申出をする場合の申出先。④申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを要しないこととされていること。	受注者は次に掲げる事項を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は書面を交付する。 ①この条例が適用される労働者等の範囲。②労働報酬下限額。③賃金の支払について受注者に連帯責任があること。④労働基準法に規定する所定労働時間及び休日。⑤労働者等が申し出する場合の連絡先。⑥申し出をしたことを理由に解雇、請負契約の解除、その他不利益な取扱いを受けないこと。	(1)受注者は、次に掲げる事項について、対象工事請負契約に係る事業が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は書面で交付することにより、労働者等に周知すること。①この条例が適用される労働者等の範囲。②労働報酬下限額。③次条の規定による申出をする場合の申出先。④次条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。	受注者は、次に掲げる事項を公共調達の実務場に掲示し、又は従事する労働者に書面により周知しなければならない。 ①公共調達の発注者の名称及び所管部署の連絡先。②第1号に規定する最低額。③受注者として下請負者等との第2号による連帯責任がある旨の説明。④受注者及び下請負者等の代表者並びに受注者及び下請負者等の当該公共調達の指揮命令の責任者の氏名及び連絡先。⑤労働基準法に規定する所定労働時間及び休日。⑥第16条第2項の申出をする場合の通報先及び当該申出をしたことを理由に不利益を受けることがないことの説明。
立受注者に入り検査する報告及び	市長は、適用労働者から受注者等が適用労働者に対して負担すべき義務を履行していないとの申し出があった時及びこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者等に対して必要な報告を求め、又はその職員に当該事業所に立ち入り、適用労働者の労働条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	市長等は、対象労働者から申し出があった時、又は特定工事請負契約若しくは特定業務委託契約に定める事項の履行状況を確認する必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に受注者の事業場に立ち入り必要な調査をさせることができる。	市長は、対象労働者から申し出を受けその申し出の事実関係を確認するため必要があると認めるときは、又は条例が規定する事項の履行状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事業場に立ち入り必要な調査をさせることができる。	市長等は次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して必要な報告を求め、又はその職員に当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問できる。①労働者等から申し出があった場合。②この条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認めるとき。	区長は、労働者等から第9条の規定による申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区の職員に受注者等の事業場等に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。	(1)市は、公共調達に係る契約等において、調達手続における安全性及び正確性を確保するため、公共調達の工程及び履行状況を適切に把握しなければならない。 (2)市は、前項の公共調達の工程及び履行状況を把握を円滑に実施するため、規則で定めるところにより、受注者から契約締結時における着手届、契約期間中における中間報告届及び契約期間満了時における完了届を徴する。
是正命令と是正報告	(1)市長は報告及び立ち入り検査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者の違反は受注者に、受注関係者の違反は受注関係者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずること。 (2)受注者等は、必要な措置を講ずることを命じられた場合は、速やかに是正の措置を講じ、市長が定める期日までに市長に報告しなければならない。	(1)報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が違反していると市長等が認め、違反を是正するために必要な措置を講じよう求められた時は、受注者は速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を市長等が指定する期日までに市長等に報告すること。	(1)受注者は、報告若しくは資料の提出又は立ち入り検査の結果、受注者が違反していると市長が認め、当該違反を是正するための措置を講じよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずると共に、その内容を市長が指定する期日までに市長に報告すること。	(1)市長等は報告又は立ち入り検査の結果、受注者又は受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずること命ずる。 (2)受注者は違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合は、速やかに是正の措置を講じ、市長等が定める期日までに、市長等に報告しなければならない。	(1)区長は、前条第1項の報告又は立入調査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずること命ずるものとする。 (2)受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、区長が定める期日までに、区長に報告しなければならない。	(1)市は、公共調達に係る契約等の業務に従事する労働者に支払われた賃金が賃金台帳の記載に合致しているかどうかの確認その他当該公共調達における14条第1項第1号から第7号までに掲げる事項の履行状況の調査を行わなければならない。 (2)公共調達に係る契約等の業務に従事する労働者は、その従事する公共調達の受注者又は下請負者等が当該公共調達において第14条第1項第1号から第7号までに掲げる事項に違反していると認めるときは、その旨を市又は当該受注者若しくは下請負者等に申し出ることができる。
公契約等の解除と公表など罰則	(1)市長は受注者等が次のいずれかに該当したときは公契約を解除できる。①報告をせず、または虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず若しくは虚偽の答弁をしたとき。②命令に従わない時。③報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (2)公契約を解除した場合、受注者等に損害が生じても、市長は賠償する責任を負わない。 (3)市長は公契約を解除した時または公契約の終了後に受注者等が条例に違反したことが判明した時は公表する。 (4)受注者は解除によって市に損害が生じたときは賠償しなければならない。 (5)市長は、受注者が条例の規定に違反した時は違約金を徴収することができる。	(1)市長等は、受注者が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告や資料の提出をし、立入調査を拒み、妨げ、忌避し、必要な措置を講じず、報告をせず、若しくは虚偽の報告をした時は、特定工事請負契約又は特定業務委託契約を解除することができる。但し、指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定にあっては、市はその指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。 (2)市は解除によって受注者に損害が生じた場合も、損害賠償する責任を負わない。	(1)市長は定められた事項に重大な違反が判明した場合は当該違反をした受注者の氏名又は名称、当該違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。 (2)市長は次のいずれかに該当する場合は対象工事請負契約又は対象業務委託契約の解除をすることができる。 ①受注者が報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立ち入り調査を拒み、妨げ、若しくは忌避をした場合。 ②市は、解除によって受注者に生じた損害の責めを負わないこと。	(1)市長等は、受注者又は受注関係者が次のいずれかに該当する場合は、当該公契約等を解除する(指定管理協定である時は管理の指定を取消し、又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命ずる)。①報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。②命令に従わない時。 (2)公契約等の解除をした場合に、受注者及び受注関係者に損害が生じても、市長等は、その損害を賠償する責任を負わない。 (3)市長等は、公契約等の解除をしたとき、又は公契約等の終了後にこの条例の規定に違反したことが判明した時は公表すること。 (4)受注者は、公契約等の解除とあわせて市に損害が生じたときは、市長等が定める期日までに、市長等に報告しなければならない。 (5)市長等は、受注者がこの条例の規定に違反した時は違約金を徴収することができる。	(1)区は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象工事請負契約を解除することができる。①第11条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。②前条第1項の命令に従わないとき又は同条第2項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。 (2)区は、前項の規定により対象工事請負契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わない。 (3)区長は、第13条第1項の規定による解除によって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。 (4)区長は、受注者がこの条例の規定に違反したときは、違約金を徴収することができる。 (5)区長は、第13条第1項の規定により対象工事請負契約を解除したときは、その旨を公表することができる。	(1)市は、この条例に違反した受注者に対して、次に掲げる措置を講ずる。①違反する事実の是正の指導又は勧告。②第19条第1項の規定により評価した結果に基づき付した点数の引下げ。③指名停止。 (2)市は、前項の措置を実施してもなお受注者が是正しない場合は、当該公共調達に係る契約等を解除することができる。 (3)市は、受注者がこの条例に違反した事項が重大であると判断した場合は、規則で定める事項の公表を行う。 (4)市は、第22条の規定により当該公共調達に係る契約等を解除した場合における受注者の損害については、その責めを負わない。 (1)受注者は、公共調達に係る契約等において、第22条第2項の規定による解除によって市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。